

次世代法・女性活躍推進法に基づく  
社会福祉法人共助会 行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、更に仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2030年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1【次世代法】：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。  
男性職員・・・取得率30%以上

<対策>

- 該当する男性職員への育児休業等制度や相談窓口を案内し取得を推奨する

目標2【次世代法】：全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月40時間以内とする。

<対策>

- 各部署の残業時間の把握と業務量の洗い出しを行う
- 業務量の見直しや人員配置等適切かどうか検討し対策を立て実行する

目標3【女性活躍推進法】：管理職の占める女性労働者の割合を30%以上にする

<対策>

- 役職に対する職務内容を把握し、所定労働時間内に業務を終了できるよう配分を検討

目標4【女性活躍推進法】：非常勤職員から常勤職員への転換制度の積極的運用

<対策>

- 子育てをしながら常勤職員になれるよう体制の整備を行う
- 職員のワークライフバランスを尊重し安定的な長期就労を可能とする環境整備を行い、常勤職員転換希望者へ積極的に説明を行う